

第4章

ケニアのろう教育・ろうコミュニティの形成

宮本律子（秋田大学）

要約：

本稿では、最新のセンサス[2009]と障害者統計 [2008] をもとに、ケニア共和国の障害者全体の実態を概観したうえで、ろう者コミュニティの形成とそれに伴う手話の歴史をまとめ、ろう者の置かれている現状を報告する。新憲法[2010]のもとで、公用語として認められたケニア手話を始めとするろう者の環境がどのように変化していくかを考える資料とする。

キーワード：ケニア 障害者 ろう教育 ろうコミュニティ 手話

はじめに

ケニアの障害者の実態は、医療・福祉的な観点から報告した田口（1997）¹、ろう者の状況を社会的にまとめた古川優貴（2007）²や原山（2011）³などの報告があるが、これまで日本語でまとまって発表された調査研究はほとんどない⁴。本稿では、最新のセンサス（国勢調査）[2009]と障害者統計 [2008] をもとに、ケニア共和国（以下、ケニアと記述）の障害者全体の実態を概観したうえで、ろう者コミュニティの形成の歴史をまとめ、ろう者の置かれている現状を把握する。最終報告では、ろう者の当事者運動の現状を、新憲法をめぐるロビー活動を中心に検証することを試みたい。

第1節 ケニア概要

ケニアは、赤道直下にある東アフリカにある国で、総面積は58万2,650 km²、日本の1.5倍で、そのうちの80%が乾燥または半乾燥地域（主に北部）、残り20%のみが耕作に適した土地である。2009年の総人口は、約4千万人でそのうちの75～80%が非都市部に居住する。2004年の国勢調査での総人口は3,240万人だったから、人口増加が著しい。平均寿命は47歳～55歳で、高い出生率（4.56人）と乳児死亡率

(1000人に54.7人)をしめし、15歳以下の人口が42%を占める。国語はスワヒリ語、公用語はスワヒリ語と英語であるが、2010年制定された新憲法では、ケニア手話と点字も国で用いられるコミュニケーション手段として認められた⁵。これについては後で詳述する。

2005年の経済成長率は5.8%、2007年5月には6.7%だったが、急激な人口増加と2008年に起きた総選挙後の暴動による影響もあって、総人口の56%が1日1ドルの生活を余儀なくされ、45.9%が絶対的貧困状態にある。そこでケニア政府は2008年6月に「ケニア・ビジョン2030」(Kenya Vision 2030)を策定し、「世界的に競争力があり、2030年までに高い生活の質を伴う繁栄した国」をつくることを大目標に掲げ、2030年までの中所得国入りを目指している。本ビジョンの下で、(ア)経済面では年間10%平均の経済成長の達成とその2030年までの維持を、(イ)社会面では清潔で安全な環境における公正かつ公平な社会開発を、(ウ)政治面では課題達成型、人々が中心、結果重視かつ説明責任のある民主システムの実現を目標としている⁶。筆者が2013年8月に実施した調査で訪れた政府機関のいたるところで、この「ケニア・ビジョン2030」のロゴが入ったポスターや印刷物を見ることになる。

第2節 ケニアの障害者

1.統計

ケニアの障害者の統計としては、2008年に行われたケニア全国障害者調査(Kenya National Survey for Persons with Disabilities 以下 KNSPWD2008)があり、今までのところ、ケニア政府が実施した全国的な調査に基づく障害者に関する統計としては、これが最も詳細なものである。これによると、ケニア全体の障害者数は4.6%(約170万人:2007年の数)で、性別では女性50.4%、男性49.6%、障害の種類別、性別の比率は表1、主は州別の割合は表2のようになっている⁷。なお、この調査は標本調査なので、比率のみ表されている。

表 1 2008年障害者統計（区分・性別）

障害の区分	女性	男性
身体障害 Physical (34.1%)	50.3%	49.7%
視覚障害 Visual (30.2%)	55%	45%
聴覚障害 Hearing (12%)	49.1%	50.9%
精神障害 Mental (3%)	46%	54%
自立生活困難 self-care difficulties	45%	55%
全人口に占める割合 4.6%	50.4%	49.6%

表 2 2008年障害者統計（割合が高い州）

州 Province

1. Nyanza 6.8%
2. Coast 5.2%
3. Central 5.2%

（出所：KNSPD2008, p. xvi, pp. 21-24, および p.72.）

一方、センサス 2009 によると、ケニア全国の障害者数は 133 万 312 人で、全人口の 3.5%とされている。障害の区分別および性別で示したものが表 3 である。

表 3 2009年センサス

障害の区分	男性 (%)	女性 (%)	計	障害者全体に占める割合 %
身体障害・自立生活困難 ⁸ Physical	198,071 (47.9)	215,627 (52.1)	413,698	31.1
視覚障害 Visual	153,783 (46.4)	177,811 (53.6)	331,594	24.9
聴覚障害 Hearing	89,840 (47.8)	97,978 (52.2)	187,818	14.2
言語障害 Speech	86,783 (53.6)	75,020 (46.4)	161,803	12.2
精神障害 Mental	75,139 (55.2)	60,954 (44.8)	136,093	10.2
Others その他	44,073 (44.4)	55,233 (55.6)	99,306	7.5
Total	647,689 (48.7)	682,623 (51.3)	1,330,312	51.3
全人口に占める割合 %	3.4	3.5	3.5	-

2009年ケニア国勢調査(KNBS)

この二つの統計に関しては、筆者がインタビューをした障害者たちすべて、また、政府機関の代表者さえも数字が低すぎると述べていた⁹。WHO（世界保健機構）の推計によれば、世界の全人口の10%は障害者であるといわれているので、3%から4%というこれらの数字は確かにかなり低いといわざるを得ない¹⁰。

2. 社会経済的状况

2009年センサスには「障害のために経済的活動に不自由がありますか？」という質問項目があり（質問項目 P-38）、これに対して「はい」「いいえ」「あてはまらない」「わからない」の中から答える形式になっている。この項目への回答は数字でまとめられていないが、障害者の多くは、その社会的、経済的、物質的そして心理的サポートを家族に依存していると報告されている¹¹。したがって、他の途上国同様、非障害者と比べると、さまざまなサービスやリソースへのアクセスは大幅に制限されていることがうかがえる。

第3節 新憲法のもとでの障害者の社会参加

このような背景をもつケニアであるが、全体的に見るとアフリカ諸国の中では比較的政治的に安定しているといわれてきた。政治的な流れは津田が一連の報告でまとめているが¹²、長期にわたる大統領の独裁体制を変革するという国民の強い意思は、予期せぬ選挙後暴動（2008年1月～2月）の経験を経たのちも、長い準備期間と政治的紆余曲折を経てケニア新憲法の公布という形で実ることになった（2010年8月27日）。新憲法では、障害者の権利は第4章「権利法案」(The Bill of Rights) 第54条で次のように認定された。

(1) 障害者は以下のような権利を有する：

(a) 尊厳と敬意をもって処遇され、屈辱的ではない取り扱いを受けること

(b) 障害者自身の利益に資する程度に応じて社会に統合された障害者用の教育機関にアクセスすること

(c) すべての場所、交通機関および情報に合理的にアクセスすること

(d) 手話および点字、そのほかの適切なコミュニケーション手段を使うこと

(e) 障害から生じる制限を克服するための機器や設備にアクセスすること

(2) 国家は、選挙および任命による組織のメンバーに少なくとも5%の障害者が選ばれるという原理の漸進的实施を保証する

これは、第2条項の(5)(6)に「ケニア共和国が批准したいかなる国際法および国際条約に対してもこの憲法下に国内法を定める」と書いてあることから、国連障害者条約を念頭においてかかれたものである。

新憲法に先立ち、国連障害者条約を批准する前の国内の法的措置として障害者法2003 (Persons with Disabilities Act, 2003) が2003年12月31日に制定されている。この障害者法2003は全部で49の条項から成り立っており、障害者の人権はこの障害者法によって認知され、国連障害者条約を批准する前であっても2004年6月に発効するとされた。この措置は、1993年に法務長官に指名されたタスクフォースの提言、すなわち、障害者に関わる法律の見直しに関する意見を一般国民および障害者から聴取すること、に沿うものである。障害者法2003はこの年の第14番目の法として2003年12月31日に承認された法律である。そして、第22,23,24, 35(2) (40)を除く条項¹³が2004年6月16日に発効すると述べられている。

第4節 ケニアの教育

ここでろう者のための教育を見る前に、ケニアの教育制度全般を概観しておこう。

1963年イギリス領からの独立立当時の初等教育就学率は就学適齢児童の約50%だった。政府は1960年に開催されたアディスアベバの教育会議を受け、就学率向上を目指し、初・中等教育を整備するため、1964年 Ominde Commission を設け、新生ケニアの教育の基本政策を提示した。1964年には、KIE (Kenya Institute of Education) を設立し、英語、数学及び科学を重視しケニアの社会に適合するカリキュラム開発を始めた。行政面では、1968年 Education Act が施行され、小学校の運営・管理は地方自治体に任された。

その後、ケニアの教育は順調に量的拡大を果たすが、試験一辺倒の教育に陥り、社会ニーズとの整合性が問われた。政府は、新たな委員会を設け1976年 Gachathi Report として発表した。そこでは、ケニアの教育がもっと人間形成の社会化に貢献するよう提言される。しかし、初・中等学校卒業者の失業問題は益々深刻化し、政府は独立以降の教育からより青少年に自立性を高める教育に改革する必要性を認め、1981年 Mackey Commission に第2の国立大学設置の可能性とより社会ニーズに適合した教育改革を模索させる。その結果、1985年から初・中等教育の学制は7-4-2-3制から実業科目を取り入れた8-4-4制に移行した。この改革は十分な準備がなされないまま実施に移ったので実業科目の現場では教員と施設不足で混乱となり、事態を重視した政府は1988年 Kamunge Commission を設けて調査をした。このレポートは8-4-4制の見直しを提言したが、すでに教育は大きく政治と結びついており、提言はそのままとなった。

8-4-4 制はその後 1999 年 Koech Commission により全面的に見直され、2000 年包括的教育改革案として提言が発表された。しかし、この改革には膨大な資金を必要とし、ケニア政府独自で実施することは不可能で、結局、提言の中で資金を必要としない初・中等教育の国家試験科目数を 2001 年度の試験から減らすことのみ実施されるようになった。したがって、改革はごく限られたが、受験料が軽減されるということで保護者には歓迎される決定だった。以降、ケニアの公的教育はこの 8-4-4 制に基づいて実施されており、国民は、8 年間の初等教育に続いて 4 年間の中等教育を受け、その後 4 年間の教育をカレッジまたは大学で受ける。

2003 年から初等教育が無償化され、ケニアの子ども全体の小学校就学率は 85% に上がった。初等教育を修了した児童の 75% が中学校に進み、そのうち 60% が中学校修了後に高等教育機関に進学する。これらの高等教育機関には、ビジネス・職業訓練機関、国立のポリテクニク（高等専門学校）、国内の国公立・私立大学などがある¹⁴。

教育省から学校運営許可を得たフォーマル教育学校は、公立学校か私立学校のいずれかに分類される。学校が教育省に登録される条件として、①学校の敷地面積、②校舎・教室数、③入学予定児童者数、④教員数、⑤学校の衛生施設の確保が求められている。一方、登録に必要な条件を満たしていない学校は、これまで文化・社会サービス省に登録をし、ノンフォーマル教育提供機関として運営されてきた。しかし、2011 年 2 月より、ノンフォーマル教育は「オルタナティブな基礎的教育と訓練の提供」

(Alternative Provision of Basic Education and Training : APBET) と呼ばれるようになり、教育省の管轄下で、地方自治体の教育委員会により管理されることになっている。ただし、学校登録に関しては、教育省に代わり、ジェンダー・児童・社会開発省 (Ministry of Gender, Children & Social Development) が行っている (省庁の統廃合により、文化・社会サービス省は廃止された)。これら諸機関への登録または登録維持には費用が掛かり、例えば教育省へ登録する場合は、仮登録料が 10,000 ケニアシリング (約 1 万円) 1、本登録料が 5,000 ケニアシリング、登録更新料が 5,000 ケニアシリング掛かる (MOE 2011)。一方、社会開発省への登録は無料であるが、毎年登録更新料として 500 ケニアシリングを要する¹⁵。

ケニアでは国家予算の約 25% が教育に配分されているが、予算の約 80% は人件費に割り当てられており、事業費がほとんどないのが実情である。財政的バックアップがほとんどないので地方の教育行政が十分機能していないといえる。特に、教育のコスト・シェアリングが導入されてからは、初・中等学校に対する財政的支援は教員の派遣のみとなった。したがって、初等教育は制度上無償となっているが、保護者は施設費、教材費等の名目で負担を強いられている。ろう学校は、一般の学校より数が少

ないので、通うことができない子供たちは寄宿舎 (boarding school) に泊まって勉強することが多い。当然、寄宿料、食費などがかかる。これも親にとっては大きな負担である。都市部以外の、収入の低い世帯のろうの子供たちにとって、学校に通うということがいかに困難かがわかるだろう。

受験制度と教師中心の暗記偏重教育

ここでケニアの教育における特徴でろう教育に大きく関わる点を見ると、小学校修了時には初等教育修了試験 (KCPS)、中等教育修了時には、ケニア中等教育終了認定 (KCSE) という国家試験を受験し、その成績により、進路が決まる仕組みになっていることである。これは、学歴社会・ケニアにおいて、後の就職にも影響してくる大変重要な試験となっている。

大学に進学するには一定の条件をクリアしなければならない。基本的には統一試験 KCSE で平均 C+以上の成績を取る必要がある。KCSE の成績評価はマイナスとプラスを含む A~E までの 12 段階で行われる。平均 B+以上の成績なら政府の学資援助を受けて国立大学に入学できる。これは「正規課程」(regular programme) あるいは「第 1 群」(Module I) と言われ、政府が学費の 7 割を負担してくれる。選抜は国立大学から成る入学者選抜委員会 (JAB: Joint Admission Board) が行う。しかし、正規課程の受け入れ枠は大学入学者数よりもとても小さい。2009 年の大学入学者 17 万 7735 人のうち、国立大学入学者が 14 万 2556 人 (約 80.2%)、私立大学入学者が 3 万 5179 人 (約 19.8%)。B+以上の成績で政府の学資援助を受けて正規課程に入学した学生は、2009 年は 2 万 1100 人で、国立大学進学者の約 14.7%にすぎない¹⁶。KCSE では、英語、数学、スワヒリ語が必須で、そのほかに理系 2 科目以上、文系 1 科目以上、そして実務系科目 1 科目以上の計 7 科目を受験しなくてはならない。ろう学校の卒業生にとって、8 科目もある KCSE で C+以上の成績をとることは大変難しい。さらに、スワヒリ語は、ケニア手話、書記英語について 3 つ目の言語であり、ろうの高校生にとっては最も苦手な科目である。実際、2004 年から 2009 年のあるろう学校の修了生 32 名の KCSE におけるスワヒリ語の点数を調査した Namalwa (2013) の研究では、スワヒリ語の平均点数が 21.78%と主要 5 科目の中で最も低かったと報告されている^{17 18}。

このような狭き門に対して、教育現場では最終学年の前半までに教科内容を全て修了し、後半は国家試験対策に入る傾向も強く、こうした授業が教師中心の暗記型授業になっていると批判されている。しかし、教育関係者が暗記偏重の教育に問題があると認識する一方で、保護者を始めとする社会全体の期待と注目がこの試験の成績に集まるといふ現実もあり、教育界は大きなジレンマに陥っていると言える。また、

1997年以来実行されていない教師の賃上げ要求に対して予算不足を理由に先延ばしにしてきた政府に対する大規模なストがここ2年連続で行われており、そのたびに授業は行われず生徒たちの受験勉強が遅れるといった事態が生じている。

このような状況の中、現在、ケニアには特別学級（unit）も入れて約70前後のろう学校があり、そのうち、セカンダリーレベルの職業訓練校が3校、学業中心のセカンダリーが3校ある¹⁹。

第5節 ケニアのろう教育の歴史とコミュニティの形成

1. ろう者数

上記センサスでは、およそ19万人と示されたケニアのろう者数であるが、当事者たちは、それよりもはるかに多くのろう者がいると考えている。ケニア全国ろう者協会（KNAD: Kenya National Association of the Deaf）は、60万人から80万もいると主張する。²⁰ この違いはどこからくるのだろうか。センサス調査員のマニュアルには、聴覚障害者とは、出生時に完全もしくは部分的に聞こえない者と規定している²¹。つまり、中途失聴者は除外されており、また、部分的に聞こえない程度の差も問題になっていない。中途失聴者は「言語障害」のカテゴリーに分けられている可能性が高い。難聴の人がこの言語障害タイプに入れられているおそれもある。それは、マニュアルの「言語障害」の定義が「音声による口頭発話に問題がある人…中略…原因は失聴、脳の損傷など…」となっているからである。一方、当事者であるケニア全国ろう者協会では「ケニア手話を使う人」（KSL users）をろう者（Deaf）とみなしている。²² Ethnologue（2013）によると34万人のKSL使用者がいるという。

²³

2. ろう者のための教育

(1) ろう学校

ここで、ケニアのろう教育の歴史を見ていこう。1960年以前のケニアのろうコミュニティの情報はほとんどない。亀井が言うように、植民地時代のアフリカのろう者は実質上、教育的に放って置かれたのである。²⁴ 記録からわかる範囲での最初のろう者のための組織は、1958年に設立された、ケニアろう児協会（Kenya Society for Deaf Children (KSDC)）である。これは、耳の聞こえない子供たちの状況を懸念したケニアの聴者たちがを設立したものだだったという。²⁵ この協会は、ろう学校の設立を

もっとも重要な課題ととらえていた。その後 1961 年に、ケニア西部にニャンゴマ Nyangoma (St Mary's Primary School for the Deaf - Nyang'oma) とムミアス (Mumias School for the Deaf) の二つのろう学校 (primary レベル) が建てられた。

²⁶ これらの学校は、オランダのセント・アンナ・フランシスコ修道女会 (St. Anna) ともう一つ別なオランダの宣教師のグループによって創立されたという。その後、職業訓練校の設立から学業コースを備えたセカンダリーレベルの学校へと少しずつ拡大し、現在 St. Joseph's Technical Institute for the Deaf, Nyang'oma と St. Angela Mumias Vocational Secondary School for Deaf Girls の 2 校がある。St. Angela Mumias Secondary Vocational School for Deaf Girls のホームページによると、同校は 1970 年、職業訓練を求める 5 名の女子学生から始まり、1975 年に正式に認定された。カトリック教会が運営する病院 (Mumias Mission Hospital) に隣接する位置に建設された。1995 年には盲ろうユニットが設置され、1997 年から学業を中心に教えるセカンダリースクールのセクションも始まり、2006 年からは技術教育も導入された。2012 年段階で 350 名の在学生在がいる。教員は 21 名で、教員組合 TSC (Teachers Service Commission) による雇用とその他の雇用の教員がいる (割合は不明)。²⁷

(2) ろう教育における言語

このようにして 1960 年から 1980 年の間に、23 のろう学校が作られた²⁸。ケニアにおけるろう教育のあけぼのの時代だったのだが、当時のほかの地域の例にもれず、ここでも口話法が主流であった。子供たちは、子供同士の会話や教室外での手話の使用は許されたが、教授言語として手話が用いられることはなく、読唇術、発声法などの言語訓練を聴者の教員から教えられたのである²⁹。

キヤンガ・ムーアーズ (Kiyanga, N. B. & Moores, D. F. [2003]) によると、亀井の研究で日本に広く紹介された「アフリカ手話教育の父」アンドリュー・フォスターがケニアにも学校を設立したという³⁰。それによると、1975 年までにフォスターは 17 のアフリカの国々に 31 の学校を作った。西アフリカのみならず、ケニアにもろう教師のための「トレーニングセンター」を設立した。その後このトレーニングセンターがどのようになったのか、西アフリカのような、ろう者によるろう教育につながるような継承がケニアでもあったのか、現段階ではわかっていない。亀井によると西アフリカにはフォスターを知っているろう者が多いようだが、ケニアではほとんど知られていない。

1980 年代になり、手話を使った教育がマイケル・ンドウルウモ (Michael M. Ndurumo 1952-) によってもたらされる。ンドウルウモは、ケニア生まれであるが、

1972年アメリカに渡り、高校を卒業後、Gallaudet 大学からテネシー州の Vanderbilt University に移り、そこで教育行政、心理学、特別支援教育の分野の Ph.D を得て 1982年ケニアに帰国した。帰国後すぐケニア特別支援教育研究所 (KISE: Kenya Institute of Special Education) で特別教育の専門家として着任した。すぐに、ろう学校では口話法ではなく、手話を取り入れるべきと考え、英語学習に最適な「英語対応手話」の使用を主張した (Ndurumo, 1993: 21)。その結果、1986年にはナイロビの南東 60kmにあるマチャコスという町にろう学校 (Machakos School for the Deaf) が設立され、教育省はこの学校が手話で教育をおこなう最初の学校として認定した。この学校でンドゥルウモは、アメリカ手話 (ASL: American Sign Language) の指文字を導入し、英語の文を口頭で話しながら同時にケニア手話の単語を手で示すという手指英語 (SEE: Signed Exact English)³¹ とトータルコミュニケーション³²を用いた教育を始めた。1988年に教育省はこの新しい教育の成果を評価すべく調査をおこなった。その結果、トータルコミュニケーションによる教育は、学習速度を速め、早い学齢期に始めるほど子供の発達を促すということがわかったという。³³ 同年、教育省はトータルコミュニケーション法の考え方にもとづき、手話と手指英語をすべてのろう教育施設で用いることを決めた。ここで、「手話」と言われているのはケニア手話であるが、この段階で標準的なケニア手話というものは存在せず、教育言語として用いられなくても、ろう児あるいはろう者同士のコミュニケーション手段としてはすでにケニア手話は自然言語として発達してきていたはずであり、地域による変種もあったはずであり、これらを考慮した語彙の選択、統語・音韻論的構造の解明などがされぬまま教授言語とされた。また、それまで学校教育で用いられてこなかったため、学術的語彙数が限られていたので、かなり多数の ASL の単語が取り込まれたことに注意しなければならない。どの時代のどの国においても、教育をどの言語でおこなうかという言語政策は、政治的な課題であり、慎重な研究調査と長期的な計画が必要であるが、ケニアのろう教育における言語政策は、十分に練られたものとは言えない。

上記の SEE を教育言語とする方針は実はいまでも続いており、ケニア特別教育研究所でその後数々出版された「ケニア手話」の教科書はおもにケニア手話の単語 (アメリカ手話の単語もたくさん混じっている) を載せているだけで、語順や非手指動作などの手話には重要な文法事項もとりあげていない³⁴し、聴者教師のための手話研修も、英語を発話しながら同時にケニア手話単語を英語の語順に乗せるという SEE で行っている。近年になってろう者の教員がこの研修の指導に赴いているが、手話学の専門家ではないため、文法には触れず単語の教えることのみにとどまっており、これを受けた聴者の教員たちも (この研修を受けるとろう学校で教える資格がとれ、給料が若干上がる)、SEE がケニア手話だと思っている人が多い。

SEE 導入の提唱者だった Ndorumo には、SEE によってろうの子供たちは英語を早くスムーズに学ぶことができるという考えがあった。そして、それは確かに効果があるという仮説のもと政府によって SEE による教育が推し進められたのだが、実のところ、この教育効果の検証は公開されていない。³⁵ 学術的な検証は Adoyo [2004]でされているが、ろう学校の生徒の学業成績を調べると書記英語習得に関して SEE による教育はほとんど効果が上がってという。Okombo (1994)も手指言語は教師の教授能力にも生徒の理解にも寄与していないと述べている。実際のところ、手指言語による教育の効果は、さまざまな国で議論されているところであるが、ケニアのろう学校の生徒やろうの教師たちの間では、この方法は大変評判が悪い。自分の知っているモード（ケニア手話単語）を使って、言語的構造がまったく異なるコード（英語）で数学などの教科を聴者教師が教えるのだから、混乱するのは無理もない。ろうの教師の授業は理解できるが、聴者教師の言っていることがさっぱりわからない（わからなかった）という生徒やろう者は少なくない（2006年・2007年におこなった宮本聞き取り）。

このような実態の中、ろう者の権利向上を標榜する当事者団体（KNAD: Kenya National Association of the Deaf）が1987年に設立される。さらに、そこから、ケニア手話研究プロジェクトが1991年に発足する（KSLRP : Kenya Sign Language Research Project）これは、スウェーデンろう協会（(SDR :Swedish Association of the Deaf)からの資金を受け、KNAD とナイロビ大学が共同で設立したコミュニティ・ベースの団体で、聴者であるナイロビ大学の言語学の教授が代表を務めている。このプロジェクトの一番大きな功績は、初めてのケニア手話辞典を編纂、発行したことである。この辞書は当時ナイロビ大学の大学院生だった Philemon Akach が中心となり、ろう者が一つ一つの手話単語を示したものを写真で載せたものである³⁶。ケニア手話の辞書としてまとめたものは今でもこれしかなく、教師やボランティアの研修、ろうの子供を持つ親、ろう者支援の NGO のメンバーなどの手話学習に利用されている。その後、アメリカの平和部隊のボランティアの有志が参加してウェブ上で簡単な挨拶や食べ物や動物を表すケニア手話を学べる動画辞書が作られた³⁷。

スウェーデンからの資金援助は2004年に終わり、その後、このプロジェクトはケニア手話の講座の受講料を集め、運営している。研究プロジェクトとなっているが、学術研究をできるメンバーはほとんどおらず学術的な活動は行っていない。

第6節 ケニアの母語に関する言語政策

ケニアの言語政策を書いた最初の文書 Gachathi Report [Republic of Kenya, 1976] では、初等教育第 3 学年 (Standard 3) までは母語 (mother tongue) を、第 4 学年以降は英語を用いて授業をおこなうことになっている。しかしながら、ケニアは 67 の言語がある多言語国家であり³⁸、小・中学校の教科書は、低学年向けのものですべて英語で書かれているし (スワヒリ語科目を除く)、母語教育のための指導書も用意されていないので、英語で書かれた教科書を一々母語に翻訳しなければならず、政策どおりに実行するのは無理だという³⁹。 翻って、ろうの子供たちにとってはどうだろうか。手指英語 (SEE) は本質的に英語の単語を手話単語への逐語訳することであるから、3 年生までだけでなく、ずっと翻訳が続くのである。さらに筆者の観察では、ケニアの社会一般および学校の中では英語とスワヒリ語または英語と地域の優勢な言語 (たとえば、西ケニアでのルオ語) との間でコードスイッチング⁴⁰が頻繁に起きており、教師は自分で気がつかないうちに口頭で二つの言語を混ぜながら、手話はケニア手話を使っているということが起きている。口形をみて音声語の単語を理解しようとする生徒には大変困難な環境だろう。

母語教育の問題について、新憲法制定後、教育省はケニア教育研究所 (KIE : Kenya Institute of Education) において、第 1 学年から 3 学年までの教科書や教材を諸母語に翻訳するかどうかを議論している。しかし、この提案は、教科書出版社から猛反対を受けている。教師はどうせ英語かスワヒリ語しか使わないのだから、母語の教科書を作っても売れないというのだ⁴¹。 KIE の提案は実際、実現性は低いかもしれない。なぜなら音声言語としてバイタルな言語であってもそれを教科書にするためには書記法の制定が必要で、40 以上の言語の書記法を決めてから教科書を作るとなると時間と経費がかかりすぎるからである。まして、書記言語ではない KSL の教科書作りは動画などを利用した ITC が必要になるのもっと難しい。

第 7 節 聾学校の教師の育成

ろう学校では、長い間、教師はほとんど聴者であった。最初のろうの教師は 1990 年にマチャコス教員養成カレッジ (Machakos Teachers' Training College) を卒業した人だった。その後、ケニア全国ろう者協会 (KNAD) が奨学金を出して 2 名のろう者教師が生まれた。ケニア手話がわかる教師が次第に求められるようになると、アメリカの NGO である Global Deaf Connection が 1998 年から優秀なろうの学生に奨学金を出して教員免許を取得する支援をした。少なくとも 11 名のろうの教員資

格を持つものが出た。その後 GDC は撤退したが、ケニア政府が、無資格の小学校教員に現職研修を提供する方針を決定していることから、教育省は、教育・学外学習カレッジと協力し、教員が仕事を続けながら受講できる通信学習プログラムを整備している。教員研修および資格付与通信学習による小学校教員の現職研修は、ケニアにおける教員研修において恒常的かつ並行的に実施される方法となっている。これらの成果で現在、教員免許を持つろう者が全国に 77 名存在する。ただしそのうち 20% は職に就けていない。免許は、早期児童発達教育(ECDE :Early Childhood Development Education), 初等教育、中等教育などでの資格である。77 名のおよそ 45% がケニアろう教師連盟に加入している⁴²。

さらに、ケニア教育研究所 (KIE) は、有資格・無資格の教員を対象とする新たな研修プログラムの開始を計画している。このプログラムの目的は、学校運営技能、および全国試験の結果から判断して、効果的に指導されていないと判断される科目に関する指導技能の向上である。この研修プログラムは、教員が必要とする技能の向上に寄与するものであり、授業における教員の指導効率が高まるものと期待されるが、上述したとように、特別支援教育を担当している KISE がその専門家を入れて方針（手指英語を教授言語とする）を見直さない限り、現状の問題は解決されない。

おわりに

新憲法によって国会で用いられる言語として認められたケニア手話であるが、国語としての実質的地位を確立するためには、標準化、教科書作成、教師養成の適切なシラバス、指導要領などを、言語学、教育学、特別支援教育などの専門家によるプロジェクトをつくり、腰をすえて進めていかなければならない。高等教育を受けるろう者が増加し、政府に対するロビー活動も活発になりつつあるケニアのろう者コミュニティの着実な前進を見守りたい。

¹ 田口順子[1997]「ケニアの障害者たちの現状」『リハビリテーション研究』(STUDY OF CURRENT REHABILITATION) 第 93 号 1997 年, (財) 日本障害者リハビリテーション協会。pp28-31.

² 古川優貴(2007)「一言語・一共同体」を超えて：ケニア K プライマリ聾学校の生徒によるコミュニケーションの諸相」『くにたち人類学研究』, vol. 2: pp.1-20.

³ 原山浩輔 [2011] 「途上国における手話言語集団としての生計獲得—ケニアのろう者の事例に基づいて—」 静岡県立大学 平成 22 年度 国際関係学部国際関係学科 卒業論文.

⁴ 日本アフリカ協議会は主に HIV/AIDS 感染の問題やジェンダーの問題などを中心に実態報告をしている。JICA ケニアでは、これまで障害者の分野を取り上げてこなかったが、2013 年度後半（2014 年 1 月上旬）になって、ケニアのろう者の状況を知るべく、日本ろうあ連盟のメンバー 2 名を事前調査に送り込み、ナイロビ大学と全ケニアろう者協会との協力でケニア手話のカリキュラムを作成する協議を始めた。ナイロビ大学ホームページより（'UoN looks to developing sign language curricula', <http://www.uonbi.ac.ke/node/5135>。2014 年 2 月 10 日閲覧）英語による報告としては Ingstad Benedicte and Lisbet Grut (2007) 'See me, and do not forget me – People with disabilities in Kenya' が、World Bank のスポンサーシップで 2006 年に実施した 2 週間の聞き取り調査に基づき報告をしている。主として貧困と障害の関係に焦点をあて、政策立案者への提言をおこなっている。

⁵ Chapter 7, article 7, THE CONSTITUTION OF KENYA, 2010.

⁶ 外務省国別データブック「ケニア」および JETRO 『ジェトロ世界貿易投資報告 ケニア 2013 年版』
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/12_databook/pdfs/05-12.pdf , 2014 年 2 月 10 日閲覧.

⁷ National Coordinating Agency for Population and Development (NCAPD) and Kenya National Bureau of Statistics (KNBS) [2008] Kenya National Survey for Persons with Disabilities: Main Report, p. xvi, pp. 21-24, p.72.

⁸ センサス調査員の手引きには「自立生活困難 (self-care difficulties) とは、食事、排泄、入浴、着替えなどの日常生活を自立的に行うのが不自由な人のことを指す。ここでは「身体障害」に含まれているが、実際は、精神障害の場合もありえる。すべての障害者にこの質問をすること」と書かれている (2009 KENYA POPULATION AND HOUSING CENSUS, ENUMERATOR'S INSTRUCTIONS MANUAL, p.35)。したがって、重複障害もここには入ると思われる。

⁹ The National Council for Persons with Disabilities (全国障害者協議会) の Director である Ms. Phoebe A. Nyagudi との会談、および非政府機関 UDPK: United Disabled Persons of Kenya (ケニア障害者統一同盟) の代表 Ms. Helen Obande 氏、KNAD 代表 Nickson Kakiri 氏との会談より (2013 年 8 月)。

¹⁰ WHO [2013] 第 66 回総会文書
http://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA66/A66_12-en.pdf?ua=1 (2014 年 2 月 14 日閲覧) 等。

¹¹ Kenya National Bureau of Statistics (KNBS) (2010). Population and Housing Census (<http://www.knbs.or.ke/censusdisability.php>, 2014 年 2 月 12 日閲覧)。

¹² 津田みわ・松田素二 (編著) [2012] 『ケニアを知るための 55 章』 明石書店
津田みわ [2010] 「2007 年選挙後暴力」後のケニア--暫定憲法枠組みの成立と課題 (特集 紛争解決の課題) 『アフリカレポート』 (50), pp.10-15, 日本貿易振興機構アジア経済研究所研究支援部
津田みわ [2009] 「ケニアにおける憲法改正問題と『選挙後暴力』 —2008 年以後の動

きを中心に——」佐藤章編『アフリカ・中東における紛争と国家形成』調査研究報告書 アジア経済研究所 2010年. 第3章.

¹³ ここで除外された条項は、(22)(23)では公的な建物および交通機関に障害者向けの設備を設置すること、(24)では(22)(23)を実施していない施設の所有者もしくは管理者に当局が改善の命令を出せることがうたわれている。35(2)では、「障害者の収入に課す税金免除(35(1))を実施するために財務担当の大臣は申請者全員のアセスメントをおこなう適切な免税手段をとらなければならない」と書いてあり、(40)には、公衆電話において聴覚障害者のための装置をつけ、視覚障害者のために触覚によるマークを付けなければならないと述べられている。結局、これらの条項も2010年1月には官報公示された。

¹⁴ Kenya Year Book 2011/2012.

¹⁵ 大場麻代(2011) p.16

¹⁶ 岸真由美(2012)「ケニアの高等教育事情」JETRO海外研究員レポート

¹⁷ Namalwa [2013] p.832.

¹⁸ 2011年のKCSEからKSLが入っている(THE KENYA NATIONAL EXAMINATIONS COUNCIL THE [2012] KENYA CERTIFICATE OF SECONDARY EDUCATION (KCSE) EXAMINATION ESSENTIAL STATISTICS)。ただし、スワヒリ語が必須であることに変わりはなく、ろうの受験生の負担が軽くなったとはいえない。また、試験方法も筆記試験であると言われ、書記では表せない手話の能力をどのように測っているのか詳細は不明である。これについては、調査後半での課題としたい。

¹⁹ 学校数が確定的にいけないのは、ケニア教育省にも、ケニア全国ろう者協会にも正式な数が示されていないからである。ギャローデット大学が公表しているケニアのろう者関係団体リスト <http://www.gallaudet.edu/Kenya.xml> [2014年2月14日閲覧]) には74の小学校レベル、5つのセカンダリーレベルの学校が挙げられているが2007年の時点での情報なので古く、また、その時点でも存在していた St. Joseph's Technical Institute for the Deaf, Nyang'oma が挙げられていないことから、情報としては確実ではない。

²⁰ Kakiri, Nickson O. (2012) 'Challenges facing deaf in accessing ICT', E-accessibility Workshop for People with disabilities.

²¹ 第32.3項「障害の種類」(Types of disabilities)の聴覚障害の説明には「聴覚障害とは、完全に音が聞こえないこと、または片方の耳もしくは両耳が一部しか聞こえないこと。聴覚障害は出生時に生じるか遺伝的に生じるかである。非常に高い周波数音が聞こえの障害を引き起こすこともある。何らかの補助器具を使用して聞こえがよくなる人はこの障害をもっているとはみなさい。」とある(2009 KENYA POPULATION AND HOUSING CENSUS, ENUMERATOR'S INSTRUCTIONS MANUAL, p.35)。

²² Kakiri (2012), p.7.

²³ Lewis, M. Paul, Gary F. Simons, and Charles D. Fennig (eds.). (2013). *Ethnologue: languages of the World*, Seventeenth edition. Dallas, Texas: SIL International. Online version(<http://www.ethnologue.com/>) の Kenya Sign

Language の項。

²⁴ この「放っておかれた」という事実が、口話法優位の教育のために受難の時代を送っていた先進国のろう者たちにはできなかった、ろう教師の手による手話をういた教育という環境を作った。亀井（2006）および亀井（2008）。

²⁵ Ndurumo, [2008] "Sign Language Interpreting with Special Reference to Kiswahili.". *African Annals of the Deaf*. (Online Journal ISSN 1996-0905)

²⁶ Kenya Federation of the Deaf Teachers の HP より (<http://www.freewebs.com/kenyadeafteachers/Deaf%20Education%20in%20Kenya.html>2014年2月14日閲覧)。興味深いことに、他の障害者団体（ケニア盲人連合 [KUB: Kenya Union of the Blind]1959年に創立）もちょうど同じころ設立されている。

²⁷ <http://stangelamumiassecvocational.blogspot.jp/2012/05/st-angela-mumias-sec-vocational-school.html>. 2014年2月15日閲覧。

²⁸ Ndurumo [1993]

²⁹ Kimani, Cecilia W. (2012). "Teaching deaf learners in Kenyan classrooms". Ph. D. Dissertation. University of Sussex. p.14.

³⁰ Kiyanga, N. B. & Moores, D. F. (2003) 'Deafness in sub-Saharan Africa' in *American Annals of the Deaf*, 148, 1, (pp.18- 24.), p.21.

³¹ 手指英語とは、英語の文法や語順に手話単語を当てはめたピジン語の一種。英語を手形と手の動きで表したもので、ASLとも違うし、KSLとも異なる。SEE: Signed Exact English ともいう。

³² 一つの方法に限定するのではなく、手話、声、指文字、読唇、書き言、身振り、絵など、利用可能なコミュニケーションメディアを複合的に駆使して意思疎通を目指す方法 (Berke, Jamie. (2009). *Communication - Total Communication*. <http://deafness.about.com/cs/communication/a/totalcomm.htm>) 2014年2月15日閲覧

³³ Kimani, [2012] p.15.

³⁴ KISE (2002) *Kenyan Sign Language for Schools*. Nairobi: Kenya Institute of Education.

³⁵ 当時は公開されたのかもしれないが現段階で入手できない。Kimani, [2012]の情報源は当時の KISE の職員からの聞き取り調査である。

³⁶ Akach, Philemon A.O., ed. (1991). *Kenyan Sign Language dictionary*. Nairobi: Kenya National Association of the Deaf.

³⁷ *Kenyan Sign Language Interactive*(<http://www.peacecorps.gov/ksl/>)

³⁸ Lewis, M. Paul, Gary F. Simons, and Charles D. Fennig (eds.). 2013. *Ethnologue: Languages of the World*, Seventeenth edition. Dallas, Texas: SIL International. Online version(<http://www.ethnologue.com>).

³⁹ Muthwii, M. J. (2004) *Language of Instruction: A Qualitative Analysis of the Perceptions of Parents, Pupils and Teachers among the Kalenjin in Kenya*, *Language, Culture and Curriculum*, 17, 1, pp. 15-32.

⁴⁰ コードスイッチングとは、2つ以上の、言語体系ないし言語変種の切り替えが行われることである。

⁴¹ The Daily Nation newspaper website on 13th February 2011.

⁴² Kenya Federation of Deaf Teachers の事務局長からの情報。

日本語文献

大場麻代 2011 「低学費私立小学校間の比較からみる学校選択要因—ケニア共和国首都ナイロビ市内のスラム地域を事例に—」 広島大学教育開発国際協力研究センター『国際教育協力論集』第14巻 第1号 15～28頁。

JETRO 『ジェトロ世界貿易投資報告 ケニア 2013年版』

(<http://www.jetro.go.jp/world/gtir/2013/pdf/2013-ke.pdf>)。

亀井伸孝 2006 『アフリカのろう者と手話の歴史：A. J. フォスターの「王国」を訪ねて』 明石書店。

亀井伸孝 2008 「ろう者における人間開発の基本モデル」 森壯也（編著）『障害と開発』 第7章, pp. 201-228。

グーバーマン, ジュリー. 2005/2006 亀井伸孝訳「ケニアの聴覚障害者と聴者の言語接触の状況に関する調査」『手話コミュニケーション研究』（日本手話研究所）59 _____ [2006] :68. [アメリカ人類学会第104回年次大会分科会「世界の危機言語：手話言語とその変異」報告. 2005年12月1日アメリカ合衆国ワシントンD.C.]

杉野昭博 2007 『障害学 理論形成と射程』 東京大学出版会、294頁。

津田みわ・松田素二（編著）2012 『ケニアを知るための55章』 明石書店。

津田みわ 2010 「2007年選挙後暴力」後のケニア—暫定憲法枠組みの成立と課題（特集紛争解決の課題）『アフリカレポート』（50）, pp. 10-15, 日本貿易振興機構アジア経済研究所研究支援部。

津田みわ 2009 「ケニアにおける憲法改正問題と『選挙後暴力』——2008年以後の動きを中心に——」 佐藤章編『アフリカ・中東における紛争と国家形成』 調査研究報告書 アジア経済研究所 2010年. 第3章。

長瀬修 2010 「障がい者制度改革推進会議（第20回）（2010年9月27日）障害者の権利条約第3回締約国会議」 内閣府ホームページ

(http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_20/pdf/o3.pdf#pag)

e=2014年2月14日閲覧)。

原山浩輔 2011「途上国における手話言語集団としての生計獲得—ケニアのろう者の事例に基づいて—」静岡県立大学 平成22年度 国際関係学部国際関係学科 卒業論文。

古河優貴 2007「—言語・—共同体」を超えて—ケニアK プライマリ聾学校の生徒によるコミュニケーションの諸相」『くにたち人類学研究』vol. 2. Pp.1-21。

森 壯也・山形辰史 2012『障害と開発の実証分析—社会モデルの観点から』勁草書房。

森 壯也編 2008『障害と開発』IDE-JETRO アジア経済研究所 研究双書 No. 567。

森 壯也編 2011『南アジアの障害当事者と障害者政策』IDE-JETRO アジア経済研究所 アジ研選書 27。

ピーター・コーリッジ 中西由起子訳 1999 『アジア・アフリカの障害者とエンパワメント』明石書店。

外国語文献

Adoyo P.O 2002. 'Emergent approaches towards sign Bilingualism in Deaf education in Kenya'. Stichproben Wiener Zeitschrift Fur Kritische Afrikastudien, Nr.3/2002; (2) pp.83-96.

Adoyo 2004 'Kenyan Sign Language and Simultaneous Communication: Differential effects on memory and comprehension in deaf children in Kenya Kisumu'. Lake Publishers & Enterprise Ltd.

Adoyo, Peter Oracha 2007 'Educating deaf Children in an Inclusive Setting in Kenya: Challenges and Considerations'. Electronic Journal for Inclusive Education 2 (2): 1-13.

Disability Caucus on Implementation of the Constitution 2013 'Minimum Institutional Standards for Political and Electoral Participation of Persons with Disabilities'.

East Africa Community. 2012 EAC POLICY ON PERSONS WITH DISABILITIES. 41 pages.

Handicap International 2010 Kenya Disability Directory 2009-2010 edition

Ingutiah, Gideon Chikamai 2012 'Socio-economic determinants of disability in Kenya: analysis of Kenya population and Housing census data 2009', University of Nairobi. Only abstract is available on the web. Retrieved on February 14, 2014.

Kakiri, Nickson O. 2012 'Challenges facing deaf in accessing ICT', E-accessibility Workshop for People with disabilities. Laico Regency Hotel, Nairobi

Kenya.(http://www.cck.go.ke/consumers/consumer_protection/downloads/pwd-presentations/Challenges_Facing_Deaf_in_Accessing_ICT_xCompatibility_Modex.pdf Retrieved on February 14, 2014)

Karlstedt, Cecilia Håkan Jarskog ,Anders Ingelstam 2007 'Swedish Organisations' of Disabled Persons International Aid Association (SHIA) Activities and Cooperation Relationship Lennart Peck Sida Evaluation 06/58', Department for Cooperation with Non Governmental Organisations, Humanitarian Assistance and Conflict Management.

Kenya National Bureau of Statistics (KNBS) 2010 Population and Housing

- Census Retrieved October 3, 2013, from
(<http://www.knbs.or.ke/censusdisability.php>)
Kenya National Bureau of Statistics (KNBS)2009 National Population Census 2009 .(<https://www.opendata.go.ke/browse?limitTo=maps&q=disability&sortBy=relevance&utf8=%E2%9C%93> accessed on January 29, 2014. Retrieved on February 14, 2014).
- KBS 2009 The 2009 Kenya Population and Housing Census SENIOR SUPERVISORS' AND SUPERVISORS' INSTRUCTIONS MANUAL. Kenya Year Book 2011/2012.
- Kimani, Cecilia Wangari 2012 Teaching Deaf Learners in Kenyan Classrooms, Doctoral thesis, University of Sussex.
- Kiyanga, N. B. & Moores, D. F. 2003 'Deafness in sub-Saharan Africa' in American Annals of the Deaf, 148, 1, pp.18- 24.
- KISE 1990 Sign Language for Schools 3rd Draft.
- KISE 2001a Special Education Curriculum Guidelines for learners with Hearing Impairment: Pre-Primary Level. Nairobi: Kenya Institute of Education.
- KISE 2001b Special Education Curriculum Guidelines for learners with Hearing Impairment: Foundation Level. Nairobi: Kenya Institute of Education.
- KISE 2002c Kenyan Sign Language for Schools. Nairobi: Kenya Institute of Education.
- KNAD, KSLRP 2001 Kenyan Sign Language Dictionary. Nairobi: Kenyan Sign Language Research Project.
- Lewis, M. Paul, Gary F. Simons, and Charles D. Fennig (eds.). 2013. Ethnologue: Languages of the World, Seventeenth edition. Dallas, Texas: SIL International. Online version(<http://www.ethnologue.com/>).
- Ministry of Education, Republic of Kenya. 2009 The National Special Needs Education Policy Framework.48 pages.
- Muthwii, M. J. 2004 Language of Instruction: A Qualitative Analysis of the Perceptions of Parents, Pupils and Teachers among the Kalenjin in Kenya, Language, Culture and Curriculum, 17, 1, pp. 15-32.
- Makokha, Catherine Namalwa. 2012 'Challenges to Learning of Kiswahili among Children with Hearing Impairment: A Case of Mumias Primary School for the Deaf, Kakamega County, Kenya'. Kenyatta University. Unpublished MA thesis.
- Nassozi B. Kiyaga, Donald F. Moores 2003 'Deafness in Sub-Saharan Africa'. American Annals of the Deaf, Volume 148, Number 1, pp. 18-24.
- NCAPD and KNBS 2008 Kenya National Survey for Persons with Disabilities: Main Report
- NCPWD 2003 Persons With Disabilities Act No. 14 of 2003.
- Ndurumo, M. M. 2005. The potential impact of the Children Act [2001] and Persons with Disabilities Act [2003] on education of learners with disabilities in Kenya. In the Educator: The Journal of School of Education. Eldoret: Moi University Press.
- Ndurumo, M. M. 1999. Issues in sign language. A paper presented at an in-service course for teachers of the deaf organized by Kenya Society for Deaf Children at Kenya Institute of Special Education, Nairobi.
- Ndurumo, M. M. 1993. Exceptional children: Developmental consequences and intervention. Longman Kenya, Nairobi.
- Ndurumo, M. M. 1986. An analysis of the recommendations to redesignate schools for the deaf based on children's oral competence. Nairobi: Kenya

Institute of Education.

Ndurumo, M.M. 1982. A proposal to develop systematic sign language in Kenya. A Paper presented to the Hearing Impaired Subject Panel. Nairobi: Kenya Institute of Education.

Ndurumo, Michael M. 2008a 'Towards Policy Formulation for Academic Excellence in Deaf Education'. African Annals of the Deaf (Online Journal. ISSN 1996-0905); 2008. Issue No. 2008-01

Ndurumo MM. 2008b "Sign Language Interpreting with Special Reference to Kiswahili.". African Annals of the Deaf. [Online Journal ISSN 1996-0905).

Nkinyangi John A. and Joseph Mbindyo 1982 'The Condition of Disabled Person in Kenya: Results of A National Survey.' Institute for Development Studies University of Nairobi. Unpublished paper written on behalf of and in conjunction with the Ministry of Culture and Social Services, Republic of Kenya. 68 pages.

Okombo, O. 1994 Kenyan Sign Language: Some Attitudinal and Cognitive Issues in the Evolution of a Language Community, in: Ahlgren & Hyltenstam, I. K. (Eds) Bilingualism in Deaf Education, (Hamburg: Signum).

Okombo, D. O. & Akach, P. O. 1997 Language Convergence and Wave Phenomena in the Growth of a National Sign Language in Kenya, International Journal of Sociology of Language, 125, 1, pp. 131-144.

Republic of Kenya 1976 Report of the National Committee on Educational Objectives and Policies (Chairperson: Peter Gachathi). (Nairobi, Government Printer).

Republic of Kenya 2009 FINAL DRAFT THE NATIONAL SPECIAL NEEDS EDUCATION POLICY FRAMEWORK Ministry of Education

Republic of Kenya 2010 THE CONSTITUTION OF KENYA, 2010

Republic of Kenya 2010 KENYA GAZETTE SUPPLEMENT No. 55, THE CONSTITUTION OF KENYA, 2010. Nairobi, 27th August 2010.

UDPK 2012a Baseline Assessment on Access to Criminal Justice System by Persons With Disabilities. 45 pages.

UDPK 2012b From the Margins to the center: Participation of Women With Disabilities In the Political & Electoral Process. 52 pages.

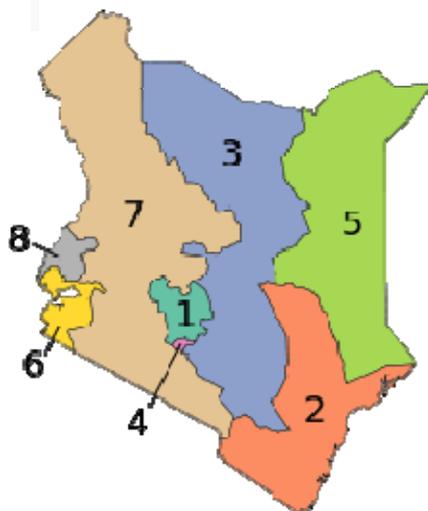
UDPK 2012c Status of the Human Rights of Persons With Disabilities in Kenya (CRPD) 36 pages.

UNDP 2010 Kenya Annual Report(<http://www.slideshare.net/agicharu/undp-kenya-2010-annual-report>. 閲覧日 : 2014年1月30日)



ケニア地図（外務省ホームページより）

<2012年以前のケニアの州区分>



Provinces of Kenya

- | | |
|----------------------------|----------------------------------|
| 1. Central | 5. North Eastern |
| 2. Coast | 6. Nyanza |
| 3. Eastern | 7. Rift Valley |
| 4. Nairobi | 8. Western |